

9月前半の相談

税金や労働保険、残業代などいろいろな相談がありました。ご紹介します。

税務調査

新たに山田支部の会員に税務調査が発生しました。さらに無申告による税務調査の相談も2名から入りました。これで今年は個人5名、法人1名の税務調査に対応することになりました。近年の特徴は、毎年無申告による調査の相談が入っていることです。無申告の場合の調査対象は5年です。無申告加算税は今年から25%になり、重加算税の場合は50%にもなります。無申告は調査になる前に解決すれば加算税も少なくなります。無申告の方をご存知であれば、民商にご紹介ください。

事業税の問合せ

府税事務所から事業税の課税を判定するため、業態を詳しく質問する文書が送付されています。2名の会員さんから相談がありました。確定申告で事業所得や不動産所得が290万円を超えると事業税が課税されます。ただし建設業でも一人親方の場合や、不動産所得でも一定の規模を超えない場合は課税されません。文書が届いている方はご相談ください。

未払残業代の請求

元従業員から未払残業代を求められていると相談がありました。実際に従業員にとって在職中には残業代の支払いは求めにくく、退職後に請求されることがよくあります。しかしまとめて支払いを求められた場合、2年間遡及(さかのぼって)するため、大きな負担となります。残業や休日・深夜出勤など割増賃金に対しては十分注意しましょう。また割増賃金が発生しないよう対策は行いましょう。

労災保険の加入

飲食店の会員さんから労災保険加入の相談がありました。これまで民間の労災保険に入っていて保険料が高いので、国の労災のほうが安いと聞いたそうです。

民間の労災保険はあくまで追加で従業員の事故を保障するものです。国の労災保険が未加入の場合、罰則の対象になります。労災保険のほうが保険料も安く、治療費は全額保証されます。必ず労災保険にも加入しましょう。

家族従業員の労災事故

建設業の家族従業員が建設現場で労災事故にあっています。上から物が落ちてきて手の甲に刺さり大けがをされました。現場作業ができないため、休業補償を請求されます。万が一に備えて特別加入制度を活用しましょう。

扶養対象親族の確認

今年3月に申告した所得控除について吹田市から扶養親族が確認できないと文書で問い合わせがあったと相談がありました。同居していない両親を扶養としていたため、住所を確認する内容でした。

日本年金機構から扶養控除申告書

年金を受給されている会員さんから年金の扶養控除申告書にマイナンバーの記載欄があると相談が入っています。マイナンバーは日本年金機構が対象となる年金受給者に問い合わせる義務はありますが、それに対して年金受給者が答える義務は法律で規定されておらず、答えない場合でも支障はありません。

労働基準法 36協定届の提出

36協定は毎年提出が必要かと相談がありました。この36協定とは、労働基準法で従業員の労働時間は1日8時間週40時間と定められています。法定労働時間といいますが、これを超えて残業や休日出勤をさせる場合には、労使間で「時間外労働・休日労働に関する協定書」を締結して、労働基準監督署に届出を提出しなければなりません。この届出は毎年提出が必要になります。

大阪労働局からのお知らせ

「大阪府最低賃金」が改定されます

(平成29年9月30日発効)

これにより、使用者は労働者に対して、次の金額以上の賃金を支払う必要があります。

時間額 909円

◎大阪府最低賃金は、パート、臨時、派遣、アルバイトなどを含めすべての労働者に適用されます。
◎なお、特定の産業の労働者には、「大阪府最低賃金」と「特定最低賃金」のいずれか金額の高い方が適用されます。
◎詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課、または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。
◎また、大阪労働局のホームページ(URL省略)にも掲載しておりますのでご覧ください。

問い合わせ先

大阪労働局労働基準部賃金課 06・6949・6502

伝言板

国保料減免・分納、国税・住民税相談会

10月6日(金) 昼2時 市役所ロビー
相談を希望される方は、事前に民商までご連絡ください。

映画「日本と再生」上映会 光と風のギガワット作戦

10月6日(金) 昼2時00分・夜6時30分
M&Dホール(大阪府保険医協同組合会館5階)
入場料 大人700円 大学生400円 中高生 無料

秋の憲法大学習会(主催:憲法大阪会議・共同センター)

10月13日(金) 夜6時30分 たかつガーデン8階
講師 廣渡 清吾さん(東京大学名誉教授)
「約束と希望としての日本国憲法」
・原理としての個人の尊厳を擁護する

商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう
会費集金は会員の心をあじめる活動です 毎月10日までには集めましょう